

平成21年9月18日

各 位

日本興亜損害保険株式会社
取締役社長 兵頭 誠
コード番号：8754

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行及び割当に関するお知らせ

当社は、平成21年9月18日開催の取締役会において、会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引受ける者の募集をすることについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

この新株予約権（株式報酬型ストックオプション）は、当社の取締役及び執行役員に係る報酬制度に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、原則として退任日の翌日から10日間に限り権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を職務遂行の対価として発行するものであります。

本制度により、取締役及び執行役員は、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有するため、当社の長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されることとなり、企業価値・株主価値向上への意欲や士気が高められるものと考えております。

なお、この株式報酬型ストックオプションにつきましては、当社の取締役及び執行役員に、毎期割当てをすることを予定しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てする新株予約権の数

割当は平成21年10月6日現在当社の取締役又は執行役員の地位にあり、かつ平成21年10月7日までに申込を行った者のみに行う。なお、社外取締役及び非常勤の取締役は対象者に含まれていない。

対象者及びその人数：当社の取締役6名及び執行役員19名の合計25名

割当てする新株予約権の数：「(4)新株予約権の総数」に記載した数を割当てする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の総数

408個

ただし、株価の変動等に伴い、上記個数によると取締役への新株予約権による報酬が第62回定時株主総会決議に基づく上限額2億円を超えることになるときは、取締役への新株予約権による報酬額が2億円以下になるよう所要の調整を行う。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当て新株予約権の総数が減少したときは、割当て新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込金額の算定方法

以下の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1株当たりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S) : 平成21年10月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X) : 1円
- iv 予想残存期間 (T) : 3年
- v ボラティリティ (σ) : 3年間 (平成18年10月8日から平成21年10月7日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- vi 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成21年3月期配当実績) \div 上記iiに定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

なお、この払込みは、割当対象者の有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することによって行うこととする。

また、当該払込金額は有利発行に該当しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成21年10月8日から平成41年10月7日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内 (かつ、平成41年10月7日まで) に限り新株予約権を行使できるものとする

る。ただし、新株予約権者の死亡により権利行使開始日を迎えたときは、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ、平成41年10月7日まで）に限り、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。これらの場合、平成19年3月以降に割当てられた同種の新株予約権については、新株予約権者又はその相続人が保有する全ての新株予約権の全個数を1回限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとする。

②その他の条件については、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

以下の①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社が発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについて定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱いに関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付される新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、上記③にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記(10)に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権行使の条件
上記(8)に準じて決定する。
- (13) 新株予約権の割当日
平成21年10月7日

以 上

＜本件に関するお問い合わせ＞
総務部文書法務グループリーダー 来見田 博久
TEL 03-3593-5413
広報部広報担当マネージャー 石川 学
TEL 03-3593-5386